

静岡県公立大学法人

平成28年度 年度計画

平成28年3月
(平成29年3月)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果、内容等

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

・幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するために新カリキュラムによる全学共通科目を引き続き実施する。「地（知）の拠点整備事業」の理念に沿った「しずおか学」科目群の更なる整備・充実を図る。(No. 1)

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

・改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した改訂カリキュラムに従い、教育内容の変更を学年進行に合わせて実施する。(No. 2)

・4年制薬科学科は、創薬科学及び生命科学の分野で先導的に活躍できる研究能力と問題解決能力を兼ね備えた人材を育成するために、6年制薬学科とのバランスを保ちつつカリキュラムの改訂作業を進める。(No. 3)

・新制度の薬剤師国家試験の内容を精査し、引き続き合格できる学力レベルを達成するために教育内容の検討を進める。薬剤師国家試験の難化に伴って増加している既卒受験者の支援体制を強化する。新卒者の薬剤師国家試験の合格率は国公立大学の上位5位以内を目指す。

平成27年度より開始した学部5年生向けの模擬試験を引き続き実施することで、学部生に早期から国家試験に対する意識を植え付ける。(No. 4)

[食品栄養科学部]

・環境生命科学科の年次進行に伴い、講義及び実験実習の内容をさらに充実させるとともに、それぞれの学科の専門科目においては、分野ごとに系統的な教育が実施できるように担当者の連携体制の見直しを行う。また、平成28年度から栄養生命科学科において開始する栄養教諭教職課程の教育を確実に進める。(No. 5)

・管理栄養士国家試験関連科目の講義の工夫を促すとともに、模擬試験などの国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、引き続き、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書にそった学習の実行に向けて個別指導を強化し、新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は100%を目指す。(No. 6)

[国際関係学部]

・カリキュラム・ポリシーに準拠しながら、海外研修で習得された多様な地域言語の単位認定の制度化を促進するとともに、海外提携大学で履修された多様な地域専門科目の単位認定制度を体系的に整備する。(No. 7)

・言語コミュニケーション研究センターと連携して英語基礎力の向上とTOEIC対策の充実に努め、2年次のTOEIC IPテストでスコア800点以上の学生が10%、730点以上の学生が15%、600点以上の学生が50%を上回ることを目指す。この目標に向けて、平成27年度のテスト結果の分析と評価結果を活用し、学習の改善に活かすとともに、学生のモチベーションを高めるため、TOEICスコアの成績評価への反映やTOEIC実施回数の増加等、新たな対策を実施する。(No. 8)

[経営情報学部]

・一般前期入試において英語又は数学の選択による個別試験、およびコース制を導入し、専門性の高い学生の受け入れと育成体制を確立し、その上で3,4年次の少人数のゼミ教育によって高いレベルでの分野融合教育を目指す。(No. 9)

・1年終了時における日商簿記検定3級の取得率は80%、2級の取得率15%を目指す。その一方で、より上位の資格（日商簿記1級、税理士試験の簿記論・財務諸表論、公認会計士試験）を目指せる環境を整えるべく取り組みを継続する。具体的には、日商簿記1級に対応した基礎演習を開講し、また学生が任意で参加する勉強会も実施する。さらに、単に資格を目指させるだけでなく、資格を取った後、どのようなキャリアを積んでいきたいのかをより意識させる指導を行う。（No. 10）

[看護学部]

- ・シミュレーション室の利用を学生以外にも広げて現役看護師の看護判断能力の向上を図る。
 - ・谷田・小鹿の2キャンパス制教育で効率の良いカリキュラムを検討し、時間割の修正を行う。
 - ・平成30年度からの編入学定員の増員に向けた準備を進める。（No. 11）
- ・国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。新卒者の看護師国家試験の合格率は100%を目指す。新卒者の保健師国家試験の合格率は全国平均以上を目指す。（No. 12）

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

・薬学部6年制卒業生を主な対象とする薬学専攻博士課程（4年制）の大学院教育では、臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究などの科目を実施し、臨床薬学を実践する指導的薬剤師や医療薬学分野で活躍する人材の育成に取り組む。

・薬学専攻博士課程の定員未充足問題への対応として、平成29年度から入学定員を5人、収容定員を20人にそれぞれ減員するための準備を進める。（No. 13）

・薬科学専攻博士前期課程及び後期課程の学生に対し、教育及び研究指導を継続的に推進し、創薬、衛生、生命薬学など幅広い分野での活躍ができる人材の育成に努める。

・薬科学専攻博士後期課程の定員超過問題への対応として、平成29年度から入学定員を11人、収容定員を33人にそれぞれ増員するための準備を進める。（No. 14）

・「薬」と「食」に関する複眼的思考を身につけた学際的科学家や技術者を養成するための研究教育を実施し、引き続き大学院学生が著者となる論文を国際誌にコンスタントに発表することを目指す。（No. 15）

・教員の研修や留学生及び大学院生の派遣等により海外の大学（University of California等）との連携を強化し、グローバルな視野を持つ人材を育成する。

・茶学総合研究センター、食品環境研究センターとともに産官学連携を強化し、学生の実践力を強化する。

・海外を含め、学外から講師を招き、各種セミナーの開催を通じて、学生に国内外の優れた研究に接する機会を与える。

・食品栄養科学専攻・環境科学専攻の博士後期課程において入学定員を満たしていない状況が続いている。社会情勢の変化や全国的な趨勢を考慮し、今後定員の適正化について検討する。（No. 16）

・平成27年度に引き続いて、さらに学部・大学院を通した一貫教育を念頭において、カリキュラムの改善に努める。平成30年度から新学科の学部生が大学院に進学するので、現在の3コース制から2大講座に編成しなおし、それに合わせたカリキュラムとなるよう新カリキュラムを完成させる。

・定員割れの対策として、各教員が全国の大学、工業高等専門学校などを訪問して本専攻の紹介をしたり、県の研究機関や企業との共同研究を活性化し、社会人入学を促す。また、学部生に対しては、環境、食、健康に関わる分野で活躍する修了生によるセミナーを平成27年度に引き続いて開催する。

・環境、食、健康に関わる分野の国内外の講師による月例セミナー等を開講する。

・研究を通して、環境、食、健康に関わる分野で活躍する人材の育成に努める。（No. 17）

[国際関係学研究所]

・カリキュラムの点検を行うことと並行し、教育指導体制の点検を行い、課題の把握と改善に努める。

(No. 18)

[経営情報イノベーション研究科]

・平成 27 年度の検討を踏まえ、カリキュラム検討委員会において、修士課程における高度な経営・情報・政策能力を活かした、ビジネス・公共・社会にイノベーションを起こす人材の育成を目的とする新カリキュラムについて検討する。(No. 19)

[看護学研究科]

・領域毎に、各分野のスペシャリストを講師として招き、講義及び学生指導の充実を図る。
・助産師養成に関して、看護実践の質の向上及び教育・研究の積極的推進を図る人材を育成のため、新たな実習先の開拓に努める。(No. 20)

・国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。

・新卒者の助産師国家試験の合格率は 100%を目指す。(No. 21)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

・基礎学力を補うために試行的に行った「リメディアル教育」の結果を分析し、今後の導入教育の方針を検討する。

・新設学科（こども学科）における学科共通科目である「医療福祉システム論」と「人間関係と援助技術」について、保健・医療・福祉及び幼児教育の水準向上に資する教科内容となるよう、全学科等で検証する。(No. 22)

・看護学科では、学生委員及びチューターが中心となって学生との面談による指導を強化する。
・歯科衛生学科では、学内教員と臨地実習施設における指導教員との、共通認識を深めるための意見交換会を継続して行う。また、学生との面談における指導を継続して行う。

・社会福祉学科とこども学科とでは、保育士資格が取得できるため、合同で保育実習委員会を開催し、実習が効果的に行われるよう検討する。

・こども学科では、保育士養成における社会福祉学科社会福祉専攻との協力体制づくりを進めながら、平成 29 年度の完成年度に向けて、実践的能力や科学的思考力、主体的判断力を有する人材養成のための教科内容や開講時期の再検討を行う。(No. 23)

・看護学科では、国家試験対策委員を中心に、教員間での情報の共有化を行い、国家試験対策の強化に努める。

・新卒者の歯科衛生士国家試験の合格率は 100%を目指す。国家試験模擬試験及び国家試験準備カリキュラムを実施するとともに、国家試験対策担当教員及びチューターを中心に、学生の個別性を考慮した国家試験対策を推進する。

・社会福祉学科介護福祉専攻では、介護福祉士国家試験に向けて、さらなる学力向上を目指した指導体制の強化に努める。(No. 24)

イ 入学者受入れ

・オープンキャンパス、夏季大学説明会、大学見学、進学相談会を通じて、高校生や保護者に対して入試広報を行う。オープンキャンパスの参加希望者が増加し、希望しても参加できない者が増えているため、受入数を増やす方策を検討し実施する。また、看護学部では谷田キャンパスでのオープンキャンパスのほかに、小鹿キャンパス見学ツアーを実施する。

・高校教員等に対しては、県内国公立 4 大学合同説明会、高校訪問、入試についての情報提供を積極的に行う。高校訪問では、進路課長や 3 年部教員と入試の在り方等についても意見交換をする。

・県内高等学校長との懇談会を開催し、高大連携や入学者選抜のあり方について意見交換を行う。

・短期大学部においては、訪問高校と入学実績との関係を検証し、積極的な入試広報を推進する。

(No. 25)

・入学した学生の能力・適性の把握・検証を進め、継続して入学者選抜方法の工夫や改善を図る。

- ・平成 32 年度から導入される予定の新テストに対応した入試制度についての検討を本格的に進める。
- ・入試問題の作問・点検体制を含めた入試体制についての検討を継続する。(No. 26)

- ・入試問題の作問・点検業務の実施に細心の注意を払い、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会(学内専門委員会・学外専門委員会)を的確に運営する。
- ・入試ミスの防止策として、特に推薦入試における点検業務の回数をさらに増やすなど点検の重層化を進める。また、出題範囲逸脱防止のため、作問チェック表の充実や学習指導要領の確認の徹底を図る。
- ・入試問題作問業務において、適切な出題内容にするために、学部間の連携をさらに進める。
- ・短期大学部においては、新学科(こども学科)開設に伴う入試の役割分担とチェック体制の再検証結果を基に、入試ミスの防止策をさらに検討する。(No. 27)

ウ 教育課程と教育方法

- ・部局間連携を進め、「しずおか学」科目等、全学的、部局横断的に取り組む教育活動の推進を図る。
- ・「国際関係学部の改革等に係る提案」に基づき実施に向けた検討を進める。
- ・国際関係学部と経営情報学部におけるカリキュラム体系、履修規則、開講時間帯などの差異を配慮しつつ、双方のニーズに合致した学部間共通科目等の導入を図るため、科目特定作業を進める。(No. 28)

- ・全学及び各部局における学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に入学受入方針(アドミッション・ポリシー)を加えた3つのポリシーについて、ガイダンスやホームページを利用して教職員及び学生への周知を図る。(No. 29)

- ・学生による授業評価や教員相互評価などのFD活動を通じて、学生の要望や現状に即した効果的な授業形態や指導方法の拡充に努める。また、学習アドバイザー制度等を通じて適切な履修指導や教育研究指導を行う。(No. 30)

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<教養教育>

- ・全学的に取り組む教養教育については新カリキュラムにおいて実施する中で、長期的な視点に立ち、本学の教育理念に基づいた教養教育のあり方であるか検証を深める。(No. 31)

- ・英語による科目「Japanology」等を新たに設定し、学内での英語教育の更なる充実を図るとともに、米国の大学への中期留学によってよりグローバルな学習環境での英語教育を促進する。(No. 32)

- ・1~2年生に対するプレイスメントテスト及びアチーブメントテストにTOEIC-IPを導入し、そのスコアを授業成績として活用して、英語学習の効率性の向上を図りグローバルな英語力の定着を目指す。「TOEFL 留学英語」を促進するとともに、TOEIC-IPの学内団体受験を継続して実施する。(No. 33)

- ・平成 27 年度のキャリア支援委員会等の検討に基づくキャリア科目やキャリア形成支援事業を実施する。
- ・社会貢献活動系学生団体の活性化を図って実施している全国シンポジウムを継続して開催する。(No. 34)

- ・キャリア形成支援と就職支援のつながりの強化に向けて、キャリア支援センターと各学部・研究科の相互協力を図る。(No. 35)

- ・大学における学習の基礎的なスキルや幅広い知識を身につけさせるとともに、能動的・自律的な学習態度を養うために、引き続き全学的な教養教育及び各学部の基礎教育における初年次教育プログラムの充実に努める。(No. 36)

< 専門教育 >

[薬学部]

・改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習(平成30年度開始)及び病院・薬局実習(平成31年度開始)に向けて、教員へのFD活動及び環境整備を継続して実施する。また、教員主導型実務実習体制をより充実させるために担当教員の臨床現場での実務研鑽を引き続き行う。(No. 37)

[食品栄養科学部]

・日本技術者認定機構(JABEE)の中間審査時の指導事項に従って本プログラムの学習・教育目標の見直しを行う。(No. 38)

・栄養教諭養成の開始に伴い、教育体制の整備として、教職課程担当の教員や非常勤講師の採用、カリキュラムの整備として、低学年の時間割確定、シラバスの作成を行う。理科教諭教職課程導入を目指し、食品生命科学科及び環境生命科学科のカリキュラムの整備を図る。(No. 39)

・平成27年度に引き続いて、環境生命科学実験や講義科目の改善に努めるとともに、平成29年度に本格実施する卒業研究の充実を図るため、教育方法等について検討を行う。(No. 40)

[国際関係学部]

・新カリキュラム・ポリシーを軸に現行カリキュラムの体系性を検証し、見直し作業を継続するとともに、学生の多様なニーズに応えるべく、海外研修地域言語科目のカリキュラム体系への導入を検討する。(No. 41)

[経営情報学部]

・平成30年度に予定する新カリキュラム体制に備え、科目内容の整備に向けたカリキュラム検討委員会を設置し、検討を開始する。(No. 42)

[看護学部]

・谷田・小鹿の2キャンパス制教育の問題点を明らかにして、医療・社会の変化に応じた看護判断能力と実践力を身につけ、チーム医療の中で看護の専門性を発揮できるよう、カリキュラム整備を実施する。(No. 43)

b 大学院課程

・大学院における教育・研究を強化、充実させるため、複数教員による研究指導体制を継続する。また、研究・論文不正防止のための指導を引き続き実施する。(No. 44)

[薬食生命科学総合学府]

・静岡県立総合病院との臨床共同研究及び薬学教育研究センターを中心とした研究教育を引き続き進める。また、名古屋市立大学との連携事業を引き続き推進し、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラムを継続的に実施する。さらに、静岡県立大学・病院・地域薬局連携薬物療法研修会を大学院教育の一環として実施する。(No. 45)

・薬科学専攻博士前期課程においては、薬学分野を切り拓く研究職、また薬学の統合的な知識に基づいた高い専門性を身につけた専門職を輩出するため、また薬科学科専攻博士後期課程においては、高等研究職、研究教育職や行政職に携わる人材の育成を目指した教育・研究指導の充実と改善に務める。(No. 46)

・「薬」と「食」に関する複眼的思考を身につけた人材を養成するための研究教育を実施し、論文作成や国際学会での発表を通して、国際的視野で活躍出来る能力を身につけた人材を輩出する教育体制を充実させる。(No. 47)

・英語による授業科目・セミナーを充実し、国際性を備えた学生を育成するとともに、産学官の連携により社会貢献に資する学生の育成を図る。(No. 48)

- ・平成 27 年度に引き続いて、さらに学部・大学院を通した一貫教育を念頭において、カリキュラムの最終変更を行い、新カリキュラムを完成させる。
- ・産学官の連携による教育の充実を図る。(No. 49)

[国際関係学研究科]

- ・研究科附属の研究センターが学外の研究機関と共同で実施する研究プロジェクトや実地調査に大学院生を参加させ、学際性を生かした教育体制の充実を図る。
- ・過去 2 年度の実績を踏まえ、留学生のための日本語講座・論文添削の定着と充実を図る。(No. 50)
- ・英語及び国語の教員専修免許取得を目指す学生のため、教育体制とりわけ実践的なカリキュラムについて、教育効果の検証を行い、課題を把握し、改善に努める。(No. 51)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・平成 27 年度に設置したカリキュラム検討委員会を中心に、引き続きカリキュラム改訂のビジョンを検討する。学部との教育の連携についても、大学院運営委員会等を中心に検討を継続する。
- ・平成 27 年度に引き続き、地域経営研究センターと医療経営研究センターが協力してリカレント教育を企画開催し、各種講座やセミナーの質的向上を図るための研究科を越えた連携講座の開催について検討する。(No. 52)

[看護学研究科]

- ・継続して新たな看護実践（ナースプラクティショナー等）に対応できる教員の公募を続ける。(No. 53)

- ・県内の病院等と連携して、教育・研究を実施する。
- ・助産学の臨地実習先の安定確保に努める。(No. 54)

- ・小児看護学分野の専門看護師コースの教育に対応できる教員の確保に努める。(No. 55)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・導入教育についての検討を推進する。
- ・看護学科では、引き続き学生の課題等について実習施設との連携を強化し、実習指導にあたる。
- ・歯科衛生学科では、歯科衛生士に求められる対象領域が拡大、変化してきていることに対応すべく、総合病院での実習期間延長の可能性について検討を開始する。
- ・社会福祉学科では、実習施設との意見交換会を継続して実施し、実習指導の充実を図る。
- ・こども学科では、保育実習施設との意見交換会を実施し、学生のコミュニケーション能力や保育の知識と技術等を向上させるための協議を行い、実習教育の充実を図る。(No. 56)

- ・キャリア支援委員やチューターを中心に、就職・進学相談に応じ、面接や小論文指導を積極的に行う。
- ・早期からのキャリア形成の必要性から、学内開催の合同就職説明会等キャリアプログラムの対象学年を広げる。
- ・キャリア支援センター分所と各学科が連携し、新たな就職先の開拓の検討を開始する。(No. 57)

エ 卒業教育

- ・卒業生を対象として、定期的な研修会の開催や最新の学術情報の提供など、卒業後も体系的な知識や技術の修得ができるよう、ニーズに応じたフォローアップ教育を実施する。(No. 58)

オ 成績評価

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・授業の到達目標、成績評価基準をシラバス等により学生に分かりやすく明示するため、必要に応じ

て改善を行う。

- ・文系学部（国際関係学部、経営情報学部）において導入したGPA、CAP制度について、引き続き検証を深める。(No. 59)

b 大学院課程

- ・シラバス等に記載した授業の到達目標、成績評価基準及び学位論文審査基準等について、必要に応じて基準の見直しやシラバス記載内容の明瞭化等の改善を行う。あわせて、適切な成績評価及び学位論文審査を行う。(No. 60)

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・学生の学習効果を高めるために、成績評価の基準となる定期試験やレポートの評価方法等が、シラバスに適切に明示されているか、引き続き点検を行う。

- ・こども学科では、教職課程の内容を踏まえたシラバス記述が必要となるため、教職課程に関する記述の確認を行う。(No. 61)

(2) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・「静岡県立大学将来構想ワーキンググループ」の検討結果及び「国際関係学部の改革等に係る提案」に基づき必要に応じ、学内会議を設置する。(No. 62)

- ・谷田キャンパス及び小鹿キャンパスの教員による相互協力を推進する。(No. 63)

- ・国内外から研究者や専門家を講師として招聘し、特別講義やセミナー等を実施する。また、県内高等教育機関との連携講義などを行うことで、教員の相互活用を推進する。(No. 64)

イ 教育環境の整備

- ・停電事故や、新たな施設設備の老朽化が顕在化し、更新工事等の迅速化が必要なため見直した大規模修繕計画に基づき、中央監視装置・受変電設備更新工事、外壁修繕及び短大の空調設備更新工事を進めるとともに、今後の修繕のための調査委託及び設計に取り組む。併せて通常修繕費による老朽化設備の更新・改修を進める。

- ・看護学部棟の未活用部分について、活用方法の検討を行う。(No. 65)

- ・谷田・小鹿両図書館のさらなる連携と協力を推進し、学術資料の充実や教育環境の整備等、図書館サービス全体の充実を図る。

- ・全学共通科目と学部基礎科目における図書館情報関連の単元や、図書館が開催する図書館活用講座・データベース講習会・オーダーメイド講習会等を今後も継続し、学生の情報リテラシーの向上を推進する。(No. 66)

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。平成29年3月末までに薬学部のパソコン及び管理用サーバを更新する。(No. 67)

- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置を行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。

- ・情報漏えいリスク対策として、より強固なセキュリティ対策を講じることができるよう、基盤となるポリシーの見直しを行う。(No. 68)

ウ 教育力の向上

(7) 教員の能力開発

- ・効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組む研修、プロジェクトを引き続き支援し、

教員の参加を促し、その取り組みが有効であるか検証し、教員の能力向上を図る。(No. 69)

・教員間での公開授業、相互評価、学生を交えた意見交換会などを行うとともに、内容、実施方法等の見直しをし、授業改善につながる効果的方法を検証し、授業の質の向上を図る。(No. 70)

(4) 教育活動の改善

・静葉 100 周年記念事業に合わせて卒業生・修了生に教育の成果（評価）を聴く機会を設けるなど、各学部等で学部・大学院・短期大学教育に対する社会からの要望を把握し、教育活動の改善に努める。(No. 71)

・各学部、研究科ごとに学生による授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックする。さらに、改善結果の学生への公開に努めていく。また、授業評価アンケートの実施方法等について、検証して、教育の質の向上を図る。(No. 72)

(3) 学生への支援

ア 学習・生活支援

・谷田図書館で開催している図書館活用講座等を小鹿図書館でも実施し、情報リテラシー教育の充実を図る。さらに、平成 27 年度谷田図書館で試行した「図書館学習サポーター」事業の評価を基に、学生同士の学び合いや自主的で多岐な学びを促すためのピア・サポートに基づく学習支援を充実する。

・研究活動の利便性向上のため、本学の教職員・大学院生・4 年次以上の学部生に対し、図書館の時間外利用を今後も継続する。さらに、館内の表示や掲示物、各種展示等の工夫を図り、学生が利用しやすい学習環境の整備に努める。(No. 73)

・随時、学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、クラブ・サークルの学生との意見交換会、留学生との意見交換会を定期的に開催し、学生のニーズを踏まえた学習環境の改善に努める。(No. 74)

・カンパセーションパートナー制度、留学生ガイダンス、また各種交流会として、留学生交流会や留学生スポーツ大会を継続実施するとともに、様々なイベントを通して地域や他の機関との連携を図ることにより留学生支援を充実させる。(No. 75)

・身体・精神において問題を抱える学生に対し、学生本人、保護者、担当教員、学生室等と定期的な面談・合同ミーティングを組み、連携を取りながら支援を進める。

・障害学生支援については、「障害学生支援室」を新たに設置し、障害学生修学コーディネーター（専従支援担当者）を配置する。

・健康増進並びに身体・精神障害の特性を理解するための講習会の開催を行う。

・短期大学部においては、定期健康診断の全員受診を目指すために、入学時の広報、案内、ガイダンスの充実を継続して行う。また、要受診、要精密検査、再検査の実施率の向上を図る。学生に対する健康づくりの啓発活動（ガイダンス時の講演、掲示、健康相談など）を継続する。また健康支援センタースタッフ及びカウンセラーと教員との連携を図るために、継続して合同スタッフミーティングの開催やメール等で情報の交換と共有化を密接に行う。(No. 76)

・学生への奨学金制度の案内の充実をはかるとともに、学部・研究科への通知を行うことで奨学金への応募を推進する。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の確保、採用機会の増加に努める。(No. 77)

イ 進路支援

・キャリアアドバイザーによる相談を充実する。

・2 人の求人開拓員による求人開拓を実施する。

・学内企業説明会を充実する。

・短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心に、引き続き就職・進学ガイダンスを推進し、資格取得を生かしたキャリア支援の充実を図る。また 1 年生からのキャリア支援講座の参加を

積極的に促す。(No. 78)

- ・大学運営会議での協力依頼や各教員との連携によって、学生の進路希望や就職・進学等の状況を的確に把握する。
- ・早い時期から各学生への電話及びメール等によって、学生の進路希望や就職・進学等の状況を確認する。
- ・学生の進路希望や就職・進学等の状況の把握に基づき、求人情報の提供や個別相談などの支援を実施する。
- ・短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心に、学生から就職・進学決定に至る詳しい情報収集を引き続き行い、質の高いキャリア形成支援情報の提供を実施する。(No. 79)

- ・卒業生との連携方策の試行と検証を行う。
- ・短期大学部においては、卒業生や社会福祉人材センターやハローワークとの連携を確立し、求人施設を招いた面談会を開催し、就職情報の質の向上をさらに推進する。(No. 80)

- ・短期大学部においては、就職活動に必要な問題解決力、対人関係力、自己表現力等の涵養のために、引き続きハローワーク出張相談や各種講座を開催する。また、自主的に就職活動のできる学生を育成するため、ガイドブックを活用した学内講座を開催する。(No. 81)

【再掲】

- ・(No. 35)

ウ 社会活動支援

- ・包括連携協定を締結した、静岡市、牧之原市並びに島田市の3自治体及び「焼津未来創生総合戦略の推進に向けた連携に関する協定」を締結した焼津市と連携し、教員及び学生が参加する事業を実施する。(地域・産学連携推進室) (No. 82)

【再掲】

- ・(No. 34)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

ア 静岡県立大学

- ・附属研究センターごとの研究活動を充実させるとともに、全学的、部局横断的に連携した研究活動を進める。(No. 83)

[薬学部・薬学研究院、食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院]

- ・薬食生命科学総合学府を基盤として、健康長寿の実現の鍵となる学際的な生命科学及び薬食実践科学の教育及び研究を推進する。

- ・薬食研究推進センター、茶学総合研究センター及び食品環境研究センターを有機的に連携させ、食品機能の有効利用等を目的とする学際融合研究を推進する。(No. 84)

[薬学部、薬学研究院]

- ・薬学的視点から、生活習慣病・がん・心血管疾患・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防に関する研究や健康科学領域の研究を引き続き推進する。(No. 85)

- ・特定の疾患の発症に関連する遺伝子やタンパク質を標的とした生命科学研究、及び有効性や安全性の高い医薬品に関わる物質科学研究を引き続き推進する。(No. 86)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院 (食品栄養科学分野)]

- ・茶学総合研究センター及び食品環境研究センターと連携して、「食品の新たな機能性表示制度」に基

づく食品開発のための研究を発展させる。

・食品の生産や利用が環境に及ぼす影響を明らかにし、対策を立てるために必要な基礎的な研究を推進する。(No. 87)

・「地（知）の拠点整備事業」を中心として地域連携を推進するとともに、健康の維持・増進に関する栄養学的要因及び環境要因を分子・遺伝子レベルから個体・集団レベルで解析し、疾病リスクを低減させて健康寿命を延伸させる研究をさらに推進する。(No. 88)

[食品栄養環境科学研究所（環境科学分野）]

・平成 27 年度に引き続いて、「地（知）の拠点整備事業」を中心として公的機関や民間企業等との連携を図りながら、安全で快適な環境の創成に資する研究、並びに健康長寿で持続可能な社会の実現を目指した研究（飲料残渣等の廃棄物の利活用研究など）を推進する。(No. 89)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

・現代韓国朝鮮研究センター及び広域ヨーロッパ研究センターを中心に広い視野からアジア地域と欧米地域の国際問題等について積極的に研究を進め、とりわけ地域社会への貢献に留意しながら研究活動の拡大と充実を図る。(No. 90)

・グローバル・スタディーズ研究センターを中心にして、様々な領域にかかわる研究プロジェクトを、とりわけ地域社会への貢献に留意しながら随時、企画・実施し、研究活動の拡大と充実を図る。(No. 91)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

・これまでに得られた 3 センター（地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICT イノベーション研究センター）の実績や研究成果を基盤とし、医療・福祉等の経営、および、社会の諸方面での ICT 技術の活用など経営・情報・総合政策分野を連携・融合させた学際的研究を推進する。(No. 92)

・3 センターを軸に、分野を融合した以下の研究の推進により広範囲にわたるイノベーションの促進を図る。

①医療介護総合確保のマネジメント支援のための IT システムの開発（SBS 情報システムと連携）

②オープンデータを用いた、観光リソース活用支援技術と、新たに防災減災のための道路網信頼性評価技術の研究開発（自治体等と連携）(No. 93)

・地域産業の活性化に関する政策提言を目指してアジアの地域産業との比較研究を推進する。

・アセアンにおける日系企業の経営現地化の課題を研究調査し、その成果を各種セミナー等を通じて地域産業界に提供する。(No. 94)

[看護学部、看護学研究科]

・地域防災訓練への積極的な参加を通して、災害時における看護の役割に関する研究を推進する。

・外国人の病院受診の際の医療通訳に関する研究を推進する。(No. 95)

[グローバル地域センター]

・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」並びに「危機管理」に関する調査・研究を継続することに加え、平成 28 年度から新たに「地震予知」に関する調査・研究を開始する。また、調査・研究成果等の情報発信、広報（シンポジウムの開催等）を行う。(No. 96)

イ 静岡県立大学短期大学部

・新設されるこども学科（幼児福祉関係）を含めて、短期大学部の特長である、保健・医療・福祉の支援に関する研究を引き続き推進する。(No. 97)

・震災の発生が危惧されている静岡県の地域特性に鑑み、震災時の保健・医療・福祉等についての研究を積極的に推進する。(No. 98)

(2) 研究の実施体制等

ア 研究の実施体制の整備

- ・国内外の研究機関と連携・協力し、共同のセミナーを開催するほか、客員教授制度の積極的な活用を図る。
- ・外部資金応募に際して、研究者が形成したネットワークに加え、コーディネートによるネットワークでの共同申請を積極的に働きかける。
- ・コーディネートに必要な情報収集を充実させるため、新たな会議等への参加を図る。
- ・教職員に対して、産学官連携啓発セミナーにおいてネットワーク形成の意識づけを行うとともに、産学官連携の連絡会議や他機関の研究発表会等へ、研究者の参加を促す。(No. 99)

・「地（知）の拠点整備事業（COC）」及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」採択校と連携したイベントを開催する。また、補助事業により、自治体をフィールドとした研究に対し、10件程度の研究費配分を行う。(No. 100)

- ・外部資金獲得のため、各種公募に対し、URAによる支援を積極的に行い、応募を促進する。
- ・外部資金の募集案内等をすみやかに学内公表するとともに、科学研究費、A-S-T-E-Pなどの外部資金に対する説明会・研修会の開催回数を増やし、年間333件及び金額933,225千円以上の獲得を目指す。
- ・科学研究費助成事業への申請を促進するため、不採択者のうち高い評価を得た者に対して教員特別研究費の配分枠を設けるほか、教員による調書のアドバイスをを行い、応募数及び採択率の向上を目指した取組を実施する。(No. 101)

【再掲】

- ・(No. 62)

イ 研究環境の整備

- ・電子ジャーナルやデータベースは、学生や教員の研究と教育に不可欠なものであるが、特に海外電子的学術資料の価格高騰が課題となっており、「本学のコア電子資料とは何か」、「紙媒体と電子媒体の収集バランスをどう取るか」、「本学が目指すべき図書館資料整備のあり方」等について全学的に検討する。
- ・本学機関リポジトリでは、JAIRO Cloud（国立情報学研究所）へスムーズに移行できるよう関係機関との調整を図るとともに、今後も様々なデータベースとの連携を図り本学研究成果や学術資源の利活用を推進する。(No. 102)

・研究水準の維持・向上を図るため、共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、県からの補助金等により計画的に実施する。(No. 103)

・公私立大学実験動物施設協議会が行う相互検証において指摘を受けた、実験室及び飼養保管施設の安全性並びに実験作業環境の問題について、対応可能なものから改善を進める。(No. 104)

ウ 知的財産の創出・活用

- ・発明委員会を月1回開催し、迅速な特許出願に対応するとともに、産学官連携推進本部の知的財産部の更なる充実を図り、大学が保有する産業財産権外の知財（ノウハウ・有体物）の技術移転を進める。引き続き、静岡技術移転合同会社、産業支援団体等を活用して、積極的に技術移転を図る。教職員対象の知財セミナー、全学部生対象の知財講座を実施する。(No. 105)

エ 研究活動の改善

- ・認証評価機関（薬学教育評価機構による第三者評価を含む）による外部評価の提言を踏まえるとともに、USフォーラムなど学内で継続実施してきた研究成果発表等を通じた相互評価及び教員活動評価制度等により、研究水準の向上に努める。(No. 106)

・研究費の配分については、早期配分に努め、引き続き、全学的な重点課題に対応する研究に対する重点配分を行う。(No. 107)

・US フォーラム、公開講座など学外者が聴講できる研究成果発表等を実施するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。

・図書館では、今後も図書館ホームページや機関リポジトリの広報に努めるとともに、本学機関リポジトリと様々なデータベースとのデータ連携を図ることで、本学研究成果や学術情報資源のさらなる利活用を推進する。(No. 108)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

<全学的な活動展開>

・「地(知)の拠点整備事業」を推進し、本学が地域に貢献する大学であることを内外にアピールする。

・県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」において、地域の声を反映させた取組を進める。(No. 109)

<多様な学習機会の提供>

・今後とも地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するために、引き続き地域の職能団体等と連携して、静岡県立大学・病院・地域薬局連携薬物療法研修会、薬学生涯研修講座、リカレント講座等の充実を図る。

・総合食品学講座の継続開催及び本講座を通じてインターンシップ先の拡大を図る。多岐にわたる分野に就職する管理栄養士のため、医療・福祉に限らず、学校や行政、フードサービス分野にも視野を広げた研修会の開催を企画する。

・医療経営研究センター及び地域経営研究センターが連携し、医療・福祉等に関して、政策と経営という観点から、社会人学習講座を企画・実施する体制を継続する。

・県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育への協力を継続する。

・県とともに看護教員継続研修会の実施に協力し、看護教員の養成を引き続き行う。

・短期大学部においては、引き続き、H P S養成講座や、保健・医療・福祉に関わる職能団体等と連携した講習会等を開催する。これらの広報には、短大ホームページを積極活用する。また、参加者ニーズに基づく継続実施を図るため、関連団体との連携の更なる向上に努める。(No. 110)

・社会人聴講生制度における講義科目を積極的に公開するとともに、科目等履修生の受入れや社会人向け学習講座の企画・開設など、リカレント教育を実施する。

・短期大学部においては、引き続き社会人聴講生や科目等履修生の受入れを行うほか、リカレント教育の実施を行う。こども学科では、「子育て支援員・放課後児童支援員認定資格研修事業」等に参画する。(No. 111)

・公開講座については、これまで受講者を対象に実施してきたニーズ調査の結果も踏まえ、よりの確に県民のニーズに応じたテーマや開催形式により、県内の複数会場で開催するほか、静岡市・市内大学共催のリレー講座やその他関係機関との共催講座を積極的に開催する。また、県民を対象とした講演会やシンポジウムなどの開催に努める。公開講座については、延べ人数で年間 800 人以上の参加を目指す。(No. 112)

・多くの児童・生徒が参加するよう模擬授業や研究室開放等の周知に努める。(No. 113)

<社会への提言活動>

・グローバル地域センターをはじめとする大学・大学院附属センターにおける研究発表・報告、提言書、講演などの活動を通じて地域社会の諸問題の調査・研究及び解決に向けた提言活動を行う。

(No. 114)

<産学民官の連携>

・新技術説明会、相談会及び交流会を県内外で複数回開催する。本学の研究シーズの内容を踏まえ、研究成果展示会等を開催し、効果的に企業のニーズと大学の研究シーズのマッチングを進める。(No. 115)

・企業からの技術相談及び教員からのヒアリングを月4回(週1回)以上行い、シーズとニーズのマッチングの回数を増やすことにより、86件以上の共同研究、受託研究を実施する。(No. 116)

・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催するとともに、静岡市や地元自治会が実施する防災訓練への本学の支援方策を検討する。
・県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による「ムセイオン静岡」において、引き続き文化発信活動を行うほか、地域の人々からのニーズを把握し、より地域貢献に資するよう、運営方法の見直しを行う。(No. 117)

<その他知的資源の地域還元>

・小鹿キャンパス(短期大学部)において、地域住民の健康づくりに貢献するため、健康度測定、健康に関する相談会を引き続き実施する。(No. 118)

(2) 県との連携

・静岡県の各種審議会、委員会等への本学教員の積極的な参画を引き続き支援する。
・静岡県の推進する各種プロジェクトと連携し、引き続き、食品の機能性表示に関連したシステムレビュー及びヒト介入試験の実施を進めるほか、静岡県及び関係団体等との受託研究・共同研究を進める。(No. 119)

・大学院教育の充実や連携先の業務の活性化を図るため、静岡県の試験研究機関や県立病院等との協定に基づく連携大学院の活動を実施する。(No. 120)

(3) 大学との連携

・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内他大学との連携事業に参加し、学术交流・連携を一層進める。(No. 121)

(4) 高等学校との連携

・大学における高度な教育・研究に触れるとともに、大学生生活の雰囲気を経験する機会として、高校生への公開授業や本学授業への参加、出張講義等を継続して実施し、高等学校との連携を推進する。(No. 122)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学等との交流の活性化

・国際スタッフを設置し、大学間交流や海外訪問団の受入れ体制を強化し、グローバル化の方針の検討を進めるとともに、留学生を含む学生寮の整備を視野に入れるなど、グローバル化に向けた体制の整備を図る。(No. 123)

・留学希望者や留学生に対する教育体制の強化のため、交換留学体験学生による報告会「交換留学フェア」の内容を充実させる。

・より広いアジア地域の留学生支援についての情報共有と相手国との人脈形成につとめる。

・私費外国人留学生に対する、奨学金制度を継続することにより、経済支援の充実を図り、学業・研究業績の向上と国際交流を推進する。

・交換留学を行っている海外協定校との協定更新に向けた協議を行う。

- ・海外で開催される国際学会で発表する大学院生の渡航費用の助成を実施する。
- ・短期大学部では、海外協定校への学生派遣の継続及び協定校からの学生の受け入れを検討する。(No. 124)

- ・教員に対する、海外への学外研修旅費制度を継続することにより、海外での活動を支援する。
- ・海外協定校を中心とした教員交換により情報交換や特別講義等を実施することで、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。(No. 125)

- ・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援において、更なる利便性の向上を図る。(No. 126)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・「静岡健康・長寿学術フォーラム」やグローバル地域センターなどが主催する国際的なシンポジウム、ワークショップをはじめとして、海外からの研究者等を交えた多様な会議や講演、特別講義等を実施する。

- ・海外からの研究者等の参加は、年間延べ 50 人以上を目指す。(No. 127)

- ・海外協定校を中心に研究者等の招聘を進め、学生への特別講義や教員との共同研究を通し、協定校との教育・研究両面での更なる関係の強化を図る。(No. 128)

- ・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。(No. 129)

- ・外国人教員や海外経験の長い教員の受入れを図るなど、グローバルな教育環境の整備に努める。(No. 130)

- ・各部署の教育の特徴等に応じて、外国語を使用した授業の拡充を 行い、グローバル人材の育成に向けた取り組みを進める。(No. 131)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・広報機能強化のため平成 27 年度に行った組織の一部見直しに引き続き、企画機能の一層の強化のため、事務局組織の見直し、体制の整備を進める。

- ・国際交流を積極的に推進するため、窓口の一元化を検討し実施する。(No. 132)

- ・平成 28 年 1 月に学内に提示した「国際関係学部の改革等に係る提案」で示した教育研究組織の見直しについて、学内で検討を進める。

- ・学長を補佐する体制を強化する。

- ・これまでの教育・研究実績や平成 28 年度に実施される薬学教育評価機構による薬学教育評価を踏まえ、教育研究組織の将来構想について引き続き検討を行う。(薬学部、薬食生命科学総合学府)

- ・短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について、引き続き教育や組織のあり方について検討する。また、看護学部移転後の短期大学部附属図書館等の組織のあり方について引き続き検討する。(No. 133)

- ・平成 28 年 1 月に学内に提示した「国際関係学部の改革等に係る提案」で示した国際関係学部の改革及び全学の改革の実践のため、それぞれの項目ごとに検討を進める。(No. 134)

- ・学務部門と教務部門の連携強化のため、引き続き企画調整室の学務スタッフと学生室の教務スタッ

フの連携について検討を行う。

- ・マイナンバー制度への対応や、人事給与システムの更新等について、両キャンパスにおける事務局間の連携を検討する。(No. 135)

- ・大学運営会議や各種委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を継続し、一体的な運営を継続する。(No. 136)

(2) 人事の適正化と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・サバティカル研修制度の整備を進める。
- ・教員表彰に教員評価結果を反映させる制度の改善に努める。
- ・教員評価結果を、サバティカル教員の選定等へ活用するための制度の検討を行う。
- ・教員活動評価制度の評価段階の設定の仕方等について引き続き検討する。(No. 137)

- ・平成 27 年度までの採用実績等を踏まえ、引き続き法人固有職員の採用を計画的に進める。
- ・法人正規事務職員の勤務の評価方法と処遇への反映について検証・整備し、勤務評価の充実を図る。(No. 138)

- ・任用制度と人事制度の更なる改善を図るため、引き続き当該制度の問題点の把握に努め、教員人事委員会制度の適切な運用を行う。(No. 139)

イ 職員の能力開発

- ・必ずしも大学職員としての経験が十分でない県派遣職員、有期雇用職員に、外部の資源を活用して、公立大学法人の職員としての意識を醸成させ、必要な知識やスキルを習得させるとともに、蓄積したノウハウを学内研修等で伝承するなどにより、安定的な大学運営を図る。
- ・法人固有職員については、外部の研修資源を活用するなどして長期的な視野に立った育成に努める。(No. 140)

(3) 事務等の生産性の向上

- ・業務の効率化を図り、集中化や外製化を促進させるため、引き続き事務処理の一層のデータ化の啓発、促進に努める。
- ・業務マニュアルについては、室ごとにマニュアル化が可能な業務の精査を行い、整備スケジュールを検討する。
- ・出納室内会議において問題点の検討や会計ルールの再確認を行い、室員の意思統一や質の向上に努めるとともに、室内で解決できない事項については法人、総務室など関係部署と連携を図り、問題解決に取り組む。
- ・課題となっている事項について他大学の取組み状況の調査を行うなど、業務の効率化を図る。(No. 141)

(4) 監査機能の活用

- ・監事監査等の結果も踏まえ、内部監査の項目、実施方法等を引き続き検討し、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行なう。監査マニュアルの見直しにあたってはこれらを反映させていく。(No. 142)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保

- ・文科省等で実施される各種の競争的資金の説明会に出席し、学内に情報伝達又は説明会を開催し、

外部資金獲得の取組を促す。

- ・獲得実績を基に部局目標を設定するとともに、各種の研究助成金制度について、公募情報をメール等により教員に情報提供するほか、関係する教員への個別説明を実施し、外部資金獲得の取組をさらに促す。(No. 143)

- ・社会人を対象とした社会人学習講座を開催し、受講料収入により、自己収入の確保に努める。
- ・短期大学部においては、社会人専門講座ホスピタル・プレイ・スペシャリスト (HPS) 養成講座を継続して実施し、自己収入の増加を図る。(No. 144)

- ・教育研究活動を充実していくための基金の設置について、全学的に検討する。(No. 145)

【再掲】

- ・(No. 101)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、事務の効率化を引き続き図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、計画的、戦略的に予算配分を行う。また、予算執行状況の把握に努め、適切な予算配分を行う。(No. 146)

- ・予算執行状況の把握に努め、光熱水費や事務的経費の節約（昼休みの消灯、暖房設定温度の調節による節電、業務内容を見直すことによる時間外勤務の削減等）を図る。
- ・委託業務の契約方法や内容を検証し、必要に応じた見直しを行うことにより、財政の健全性を保つ。(No. 147)

- ・光熱水費の種類別（電気・ガス・水道）に、月ごとの使用量、金額の推移を学内に公表し、引き続き教職員及び学生のコスト意識を高める。(No. 148)

- ・管理的経費は、運営費交付金の削減に合わせ、業務の見直し、経費の節約に努め、平成 27 年度比 1 % 以上（消費税を除く）の削減を図る。(No. 149)

(3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

- ・出納室と協力し余裕資金を適切に把握するとともに、運用環境に特段の変化はないため、引き続き短期の定期預金で安全かつ効率的に運用する。(No. 150)

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・認証評価機関(公益財団法人大学基準協会)による評価を受審する。(No. 151)

2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

- ・教職員を対象に情報公開・個人情報保護に関する研修会を実施するとともに、教育研究活動や業務運営等に関する情報を積極的に公開する。(No. 152)

(2) 積極的かつ効果的広報の展開

- ・大学ブランドについてワーキングでの検討事項をまとめ、学長等に報告するとともに、全学広報活動に生かすための検討を始める。
- ・薬学 100 周年、開学 30 周年記念事業について、積極的に情報発信する。
- ・公式サイトについて、ウェブユーザビリティに配慮しつつ、リニューアルの準備を行う。
- ・教員の研究活動及び全学広報案件について、パブリシティによる情報発信を進めるための課題を探る。(No. 153)

- ・教員が自ら管理するホームページ及び SNS の充実のために引き続き課題を探る。
- ・教員の英文 CV (英語による経歴書) の掲載を進める。(No. 154)

【再掲】

- ・ (No. 25)

【再掲】

- ・ (No. 108)

IV その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・環境やユニバーサルデザインに配慮し、引き続き、照明機器の LED 化や多目的トイレの改修などを進める。
- ・短期大学部では、教員研究室のネームプレートに点字表示を付けるなどの対応を行う。(No. 155)

【再掲】

- ・ (No. 65)

【再掲】

- ・ (No. 66)

【再掲】

- ・ (No. 67)

【再掲】

- ・ (No. 68)

【再掲】

- ・ (No. 73)

【再掲】

- ・ (No. 102)

【再掲】

- ・ (No. 103)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・学生・教職員の健康診断を実施する。
- ・健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。

- ・作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備に努める。(No. 156)
- ・危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」(年次改訂)を配付する。
- ・教職員及び学生を対象に安全又は衛生講習会を開催する。(No. 157)
- ・毒物・劇物、その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るため、新規採用教員や大学院進学者を中心に薬品管理システム研修を実施するとともに、適切な保管管理の徹底を図る。
- ・教育研究活動によって生じる廃棄物は、種類ごとに埋立て、焼却など適切な方法により処理する。(No. 158)
- ・地域、近隣大学との連携や、大学近隣の下宿、アパート業者との連絡会を開催し、地域管轄の警察署から防犯に対する講話をいただき、学生が安心して安全な大学生活を送ることができるように、環境づくりに努める。(No. 159)

(2) 危機管理体制の確立等

- ・災害等発生時の対応及び平時の予防活動を行う体制を整え、役割・行動を明確にし、危機管理のマニュアルを見直し、教職員へ配付する。
- ・学内の重要業務を定義し、事業継続計画の策定について引き続き検討する。
- ・短期大学部では、教職員用危機管理マニュアルの作成を行う。(No. 160)
- ・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。(①共用スペースを優先した什器備品の耐震固定措置②自衛消防隊本部各班長に自衛消防業務講習の受講③避難経路の物品の撤去)
- ・全学防災訓練、自衛消防訓練を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。
- ・防災用電子掲示板の更なる有効的な活用方法や運用方法について電子掲示板運用担当者会議で協議する。(No. 161)
- ・静岡県、静岡市、地元自治会との連携内容を検討するとともに、他大学との人的・物的な相互支援体制について検討する。
- ・連携整備の検討にあたっては、グローバル地域センターやしずおか防災コンソーシアムなどの関係機関の知見の活用を図る。
- ・短期大学部では、引き続き防災訓練を地元自治会と協働で行う。(No. 162)

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重等

- ・学外相談員による相談の開催、教職員の相談員による相談に加え、障害者専用の相談窓口を設置し、更なる相談体制の充実を図る。
- ・部局ごとに教職員を対象とするハラスメント研修会の参加率を高めるための広報を強化し、かつ、欠席者に対しては当日の研修内容を録画したDVDの視聴をさせるなど、全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させる。
- ・学生に対しては、リーフレットの配布やWeb学生支援システムを通じてハラスメント相談窓口の周知を引き続き行う。
- ・学生・教職員に対する啓発活動として、引き続きニュースレターの発行等を行う。(No. 163)
- ・ジェンダー、マイノリティに関する全学共通科目を継続開講し、男女共同参画に関するセンター教員研修会等を開催するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組として、保育支援制度を実施している大学以外の事業所の事例や行政等との連携方法を調査する。(No. 164)

(2) 法令遵守

- ・研修会への参加等により、監査業務に従事する職員の資質の向上を図るとともに、先進大学の事例の活用や過去事例の分析による監査項目、実施方法を検証する。
 - ・国・県等が行う法令制度研修会に積極的に参加し、職員の法令知識の向上を図るとともに、先進大学の事例の活用や過去事例の分析による監査項目、実施方法を検証する。
 - ・学内・学外で開催する研究会等に積極的に参加するなど、コンプライアンス意識の向上（情報漏えいリスク管理を含む）、法令・法人規程の遵守の徹底を図る。
 - ・入学者選抜にあたり、膨大かつ機密性の高い個人情報を扱うため、情報管理の重要性に関する資料を提供するなどして職員の情報管理に対する意識の向上を図る。
 - ・出願書類等の入試関係資料の管理を厳重に行う。
 - ・入試業務にあたる教員に対して、入学者選抜実施委員を通じて、情報管理の徹底を呼びかける。
- (No. 165)

(3) 環境配慮

- ・環境に関する教養科目の開講や実験実習を実施するとともに、様々な教育・研究活動の場面において、省資源、省エネルギー、リサイクルなど啓発活動や環境に配慮した取組を引き続き推進し、エコキャンパスの実現に努める。また、教職員を対象に、業務見直しによる時間外勤務縮減や執務室のこまめな消灯、不要不急のエレベーターの不使用などによる省エネルギー対策を実施する。(No. 166)

【再掲】

- ・(No. 155)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	307	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

(2) 人事に関する計画

- ・ 教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

平成28年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,667
施設整備費補助金	357
自己収入	1,922
授業料収入及び入学金検定料収入	1,857
雑収入	65
受託研究等収入及び寄附金収入等	526
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	48
計	7,520
支出	
業務費	6,637
教育研究経費	4,928
一般管理費	1,709
施設整備費	357
受託研究等経費及び寄附金事業費等	526
長期借入金償還金	0
計	7,520

収支計画

平成28年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7, 1 9 1
經常費用	7, 1 9 1
業務費	6, 1 1 6
教育研究経費	1, 2 5 6
受託研究等経費	4 2 0
人件費	4, 4 4 0
一般管理費	7 7 8
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2 9 7
臨時損失	0
収入の部	7, 1 9 1
經常利益	7, 1 9 1
運営費交付金	4, 6 6 7
授業料収益	1, 4 4 1
入学金収益	1 7 8
検定料等収益	6 1
受託研究等収益	4 2 0
寄附金収益	6 2
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	6 5
資産見返運営費交付金等戻入	1 8 7
資産見返物品受贈額戻入	5 2
資産見返寄附金戻入	5 8
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成28年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,937
業務活動による支出	6,942
投資活動による支出	578
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	417
資金収入	7,937
業務活動による収入	7,115
運営費交付金による収入	4,667
授業料及び入学金検定料による収入	1,857
受託研究等収入	420
寄附金収入	106
補助金収入	0
その他の収入	65
投資活動による収入	357
施設費による収入	357
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	465